その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第四十三号

海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。
平成三十年二月二十二日
防衛大臣　小野寺五典
期　間　平成三十年三月一日から同年四月三十日までの間、〇七〇〇から一八〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。
区　域　三沢沖海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線及び(ア)の点と(オ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間

(ア)　北緯四〇度五〇分一〇秒　東経一四二度一〇分四七秒
(イ)　北緯四〇度五〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒
(ウ)　北緯四〇度四四分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒
(エ)　北緯四〇度二四分一〇秒　東経一四二度三二分四七秒
(オ)　北緯四〇度二四分一〇秒　東経一四二度一三分四七秒

その他　一　射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○北陸地方整備局告示第十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成三十年二月二十二日
北陸地方整備局長　小俣　篤
一　施行者の名称　新潟県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十三年北陸地方整備局告示第九十五号加茂都市計画道路事業三・五・七号宮寄上加茂線
三　事業施行期間　自平成二十三年十月二十七日至平成三十三年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○北海道開発局告示第十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成三十年二月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。
平成三十年二月二十二日
北海道開発局長　和泉　晶裕

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　五号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
北海道岩内郡共和町小沢四五八番から同道余市郡余市町栄町三七番一まで	前 A	一〇・四〇～五九・二四	二一・四二〇	上記A・B・C・D及びEは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後 B・C	一〇・四〇～七〇・〇〇～三八四・〇一	四四・八九	
	前 B・C・D	一四・〇〇～三一〇・二三	一四・五二七	
	後 A・D・E	一〇・四〇～七〇・〇〇～三一四・〇〇～三二〇・〇三	五九・二四～三八四・〇一～四四・八九～一四・五二七	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局小樽開発建設部

○北海道開発局告示第十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成三十年二月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。
平成三十年二月二十二日
北海道開発局長　和泉　晶裕

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　五号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
札幌市東区北八条東一丁目二番七地内	前	四九・七八～五三・九四	〇〇・〇〇四	上記A・B・C・D・E・F・G・H及びIは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	四九・七一～五三・九四	〇〇・〇〇四	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

○北海道開発局告示第十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成三十年二月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。
平成三十年二月二十二日
北海道開発局長　和泉　晶裕

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　三十八号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
北海道河西郡芽室町芽室基線三五番一から同町芽室基線三一番一地先まで	前	三五・九八～八四・二二	〇〇・一三七	
	後	三五・九八～一〇九・三三	〇〇・一三七	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局帯広開発建設部

○北海道開発局告示第十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成三十年二月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。
平成三十年二月二十二日
北海道開発局長　和泉　晶裕

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　三百三十六号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
北海道十勝郡浦幌町字ウツナイ一七番一から同町字直別基線一四番三まで	A	八・五〇～一六七・五〇	三二・七四九	上記A・B・C・D・E・F・G・H及びIは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	B・C・D・E・F・G・H・I	一二・五〇～一一六・〇〇	一二・一六四	
	前 A	八・五〇～一六七・五〇	三二・七四九	
	後 B・C・D・E・F・G・H・I	二七・八八～一一六・六五	一・六二六	
		一二・五〇～一一六・〇〇	一一・四七一	
		二七・八八～一一六・六五	一・六二六	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局帯広開発建設部